

平成29年度第20回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成30年1月22日
担当部・課：総務部人事課〔内線4063〕

①件名
代表監査委員報酬額の見直しについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が平成29年6月9日に公布され、平成32年4月から地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化等の措置を講じることとされた。 また、本市においては、近年の職員による事務処理ミス事案が顕著となっており、複雑多様化する行政サービスの提供や復興事業等に対応するため、必要な事務処理上のリスク回避するための内部統制が機能する仕組みづくりが求められている。
【目的】 内部統制が機能する仕組みづくりの一環として、監査体制の強化を図るため、平成30年4月より代表監査委員の月額報酬を改定するもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年12月 内部検討、提案決定
⑤主な内容
代表監査委員月額報酬改定（200,000円から300,000円へ） 〈石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例〉
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 内部統制の充実及び監査制度の充実強化が図られる。
【市財政への負担】 影響額 1,200,000円（年度間比較）

⑦他の自治体の政策との比較検討	
仙台市：代表監査委員（常勤）	月額713,000円
大崎市：代表監査委員（常勤）	月額518,000円
気仙沼市：代表監査委員（非常勤、年間77日勤務）	月額199,800円
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
平成30年2月	市議会第1回定例会に「石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を提案（平成30年4月1日施行予定）
⑨その他	